

## 【重点課題4】地域における総合的・継続的な支援体制の整備

### 取組方針

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等が増加する中、住み慣れた地域における生活の継続を支援するため、地域密着型サービスの基盤整備などにより、日常生活圏域を基本としたサービス提供体制の整備を図ります。

また、各種サービス提供機関、地域住民による自主的な活動等との連携を図り、地域全体で高齢者を見守り支えるためのネットワークづくりを進めます。

### 【施策の体系】

施策・事業数 22(うち、新規9)

#### 1 地域の特性に応じた地域密着型サービスの提供

##### 【日常生活圏域の設定と地域密着型サービスの基盤整備】

- 401 日常生活圏域の再編〔新規〕
- 402 地域密着型サービスの基盤整備〔新規〕

##### 【地域密着型サービスの適正な運営の確保】

- 403 地域密着型サービス運営委員会の設置〔新規〕
- 404 地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携の重視〔新規〕
- 405 地域密着型サービス事業者への指導・助言〔新規〕
- 406 地域密着型サービスの発展に向けた調査・研究〔新規〕

#### 2 地域ケア関係機関の連携

- 407 地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催〔新規〕
- 408 介護サービス等事業者連絡会の開催
- 409 保健所運営協議会の運営

### 3 相談・情報提供体制の充実

- 4 1 0 福祉事務所における相談機能の充実
- 4 1 1 地域包括支援センターにおける相談機能の強化〔新規〕
- 4 1 2 民生委員・児童委員，老人福祉員による相談活動の推進
- 4 1 3 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施〔新規〕
- 4 1 4 様々な広報媒体を活用した情報提供

### 4 地域住民による自主的な活動の推進

- 4 1 5 「京（みやこ）・地域福祉推進プラン」の推進
- 4 1 6 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援
- 4 1 7 ボランティア活動や市民福祉活動等の推進
- 4 1 8 京都市保健協議会との連携による地域保健活動への支援
- 4 1 9 コミュニティビジネスへの支援

### 5 ひとり暮らし高齢者等への支援

- 4 2 0 見守り・支援が必要なひとり暮らし高齢者等の把握・援助
- 4 2 1 在宅福祉サービスの充実による生活支援
- 4 2 2 老人福祉員活動の充実

# 1 地域の特性に応じた地域密着型サービスの提供

## (1) 日常生活圏域の設定と地域密着型サービスの基盤整備

### 〔現況と課題〕

本市では、これまでから居宅サービスを円滑に利用できる環境を整備するため、日常生活圏域を概ね中学校区とし、地域ケア体制を構築する各種サービス提供機関や公共施設等の社会資本の整備を推進してきました。

また、地域密着型サービスの創設を見据え、小規模多機能型居宅介護拠点のモデル整備事業を行ってきました。

### 〔今後の方向性〕

介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう日常生活圏域を再編するとともに、日常生活圏域を基本とした地域密着型サービスの基盤整備を進めます。

### 〔施策・事業〕

#### 401 日常生活圏域の再編〔新規〕

高齢者保健福祉の圏域として、複数の学区を束ねた地域として設置します。圏域数は、概ね中学校区数となる76地域とします。(具体的な圏域については、別冊「日常生活圏域における地域密着型サービス等のサービス量の見込み」参照)

#### 〔日常生活圏域数〕

区役所・支所	日常生活圏域数	区役所・支所	日常生活圏域数
北 区	6	南 区	5
上京区	4	右京区	11
左京区	10	西京区	4
中京区	6	洛西支所	2
東山区	3	伏見区	8
山科区	5	深草支所	3
下京区	5	醍醐支所	4
		合 計	76

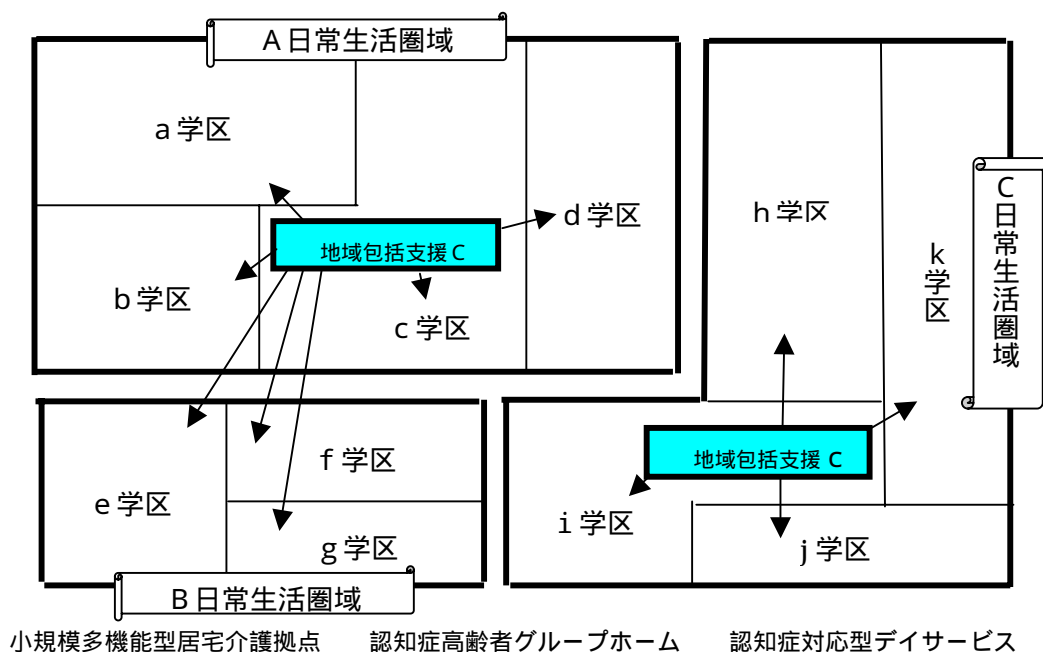
#### 402 地域密着型サービスの基盤整備〔新規〕

平成26年度までに整備する地域密着型サービスの種類ごとの地域の単位を次のとおりとします。どの地域で、どのサービスを優先して基盤整備するかについては、既存の介護サービス事業所の設置状況など地域の特性に応じ、地域住民の意向も考慮しながら検討していきます。

〔地域密着型サービスの基盤整備の考え方〕

サービスの種類	基盤整備の考え方
小規模多機能型居宅介護拠点	日常生活圏域ごとに1箇所
小規模特別養護老人ホーム 小規模介護専用型特定施設	全市単位
認知症高齢者グループホーム	日常生活圏域ごとに1箇所
認知症対応型デイサービスセンター	行政区ごとに数箇所
夜間対応型訪問介護ステーション	全市単位

#### 【地域包括支援センター、地域密着型サービスの基盤整備のイメージ】



### <地域包括支援センター>

A日常生活圏域はa～dの学区で構成されます。同様に、B日常生活圏域はe～gの学区、C日常生活圏域はh～kの学区で構成されます。

c学区に設置する地域包括支援センターはA日常生活圏域及びB日常生活圏域を担当します。同様に、i学区に設置する地域包括支援センターはC日常生活圏域を担当します。

### <地域密着型サービス>

例えば、a学区に整備する小規模多機能型居宅介護拠点は、主としてA日常生活圏域におすまいの方に利用していただきます。また、i学区に整備する認知症対応型デイサービスは、行政区ごとに数箇所の設置となるため、より広域の方に利用していただく必要があることから、主としてA～Cの日常生活圏域におすまいの方に利用していただきます。

## (2) 地域密着型サービスの適正な運営の確保

### 〔現況と課題〕

これまで、地域密着型サービスの一つである認知症高齢者グループホームについては、整備相談の際に十分な指導・助言を行うとともに、管理者等への研修や第三者によるサービス評価等の実施によってサービスの質の確保を図ってきました。

また、地域密着型サービスの創設を見据え、小規模多機能型居宅介護拠点等の調査・研究事業を行ってきました。

### 〔今後の方向性〕

地域密着型サービスの運営は、地域住民との密接な連携が必要であることから、事業者指定の段階で法人の考え方を十分把握します。

また、指定後も適正な運営が確保されているかを確認し、必要に応じて事業者に対し、指導・助言します。

### 〔施策・事業〕

#### 403 地域密着型サービス運営委員会の設置〔新規〕

地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、地域密着型サービス運営委員会を設置します。この運営委員会では、本市における地域密着型サービス事業者の指定

基準や適正な運営を確保する方策等について協議するものであり、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」の分科会である「基盤整備計画等ワーキンググループ」を運営委員会と位置付けます。

#### **404 地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携の重視〔新規〕**

地域密着型サービスの適正かつ円滑な運営のためには、地域住民と密接に連携した運営が必要となります。地域の催しへの参画や対話等を通じて高齢者保健福祉に係る地域住民のニーズを把握のうえ、地域の持つ課題を地域住民と共有し、解決に向けた取組を住民とともに行える法人であるかなどを確認のうえ、整備や事業者指定を行います。

#### **405 地域密着型サービス事業者への指導・助言〔新規〕**

地域密着型サービス事業者への定期的な実地指導や、福祉事務所による経常的な指導・助言を行います。

また、福祉事務所が開催する介護サービス等事業者連絡会や地域包括支援センター運営協議会への参加を通じて、地域内の介護サービス等事業者との連携を図ります。

#### **406 地域密着型サービスの発展に向けた調査・研究〔新規〕**

新たに創設された地域密着型サービスの運営上の課題の解決や発展に向けた取組を進めるため、京都市老人福祉施設協議会等の関係機関と連携し、調査・研究を実施します。

## **2 地域ケア関係機関の連携**

### **〔現況と課題〕**

在宅の高齢者を支えていくため、保健、医療、福祉活動を担う様々な団体等の連携を図っています。

しかし、地域によって連携の程度や実施方法が異なっていることから、システムを再構築していく必要があります。

### **〔今後の方向性〕**

日常生活圏域の再編と地域包括支援センターや地域密着型サービスの設置等により、各団体等が地域の資源と課題を共有し、有機的な連携が図れるよう支援します。

また、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度者の在宅生活支援のため、地域包括支援センターを中心として医療と介護の連携を促進します。

## 〔施策・事業〕

### 407 地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催〔新規〕

高齢者が介護サービスや高齢者保健福祉サービスを適切に利用できるよう，福祉事務所及び保健所の支援の下，地域包括支援センターが中心となって，地域ケア会議を開催します。

この地域ケア会議は日常生活圏域ごとを基本に開催し，民生委員・児童委員，老人福祉員，学区社会福祉協議会，ケアマネジャー等の協力を得て，地域に固有の課題の検討や高齢者保健福祉サービスの総合調整等を行います。

### 408 介護サービス等事業者連絡会の開催

福祉事務所が開催する介護サービス等事業者連絡会において，介護サービス等事業者間の情報交換や事例検討等を行い，利用者が最適な介護サービスを利用し，安心して生活できるよう連携を図ります。

### 409 保健所運営協議会の運営

保健所ごとに設置している保健所運営協議会で，地域保健活動推進のための具体的な問題や課題について協議・調整を行います。

## 3 相談・情報提供体制の充実

### 〔現況と課題〕

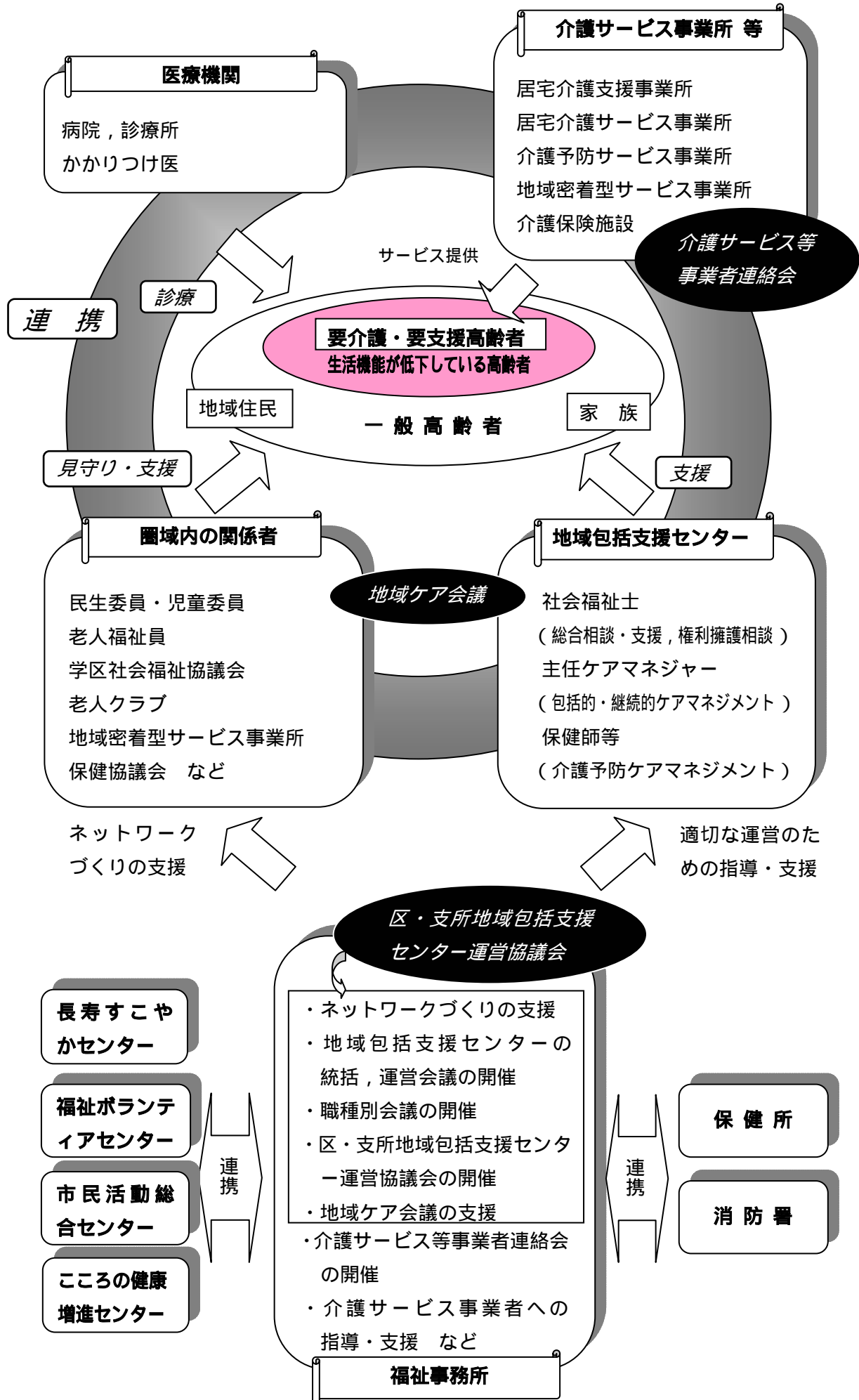
福祉事務所や保健所，民生委員・児童委員や老人福祉センター，地域型在宅介護支援センター等が相談窓口となり，必要な保健福祉サービスが利用できるよう情報提供等の支援を行っています。

しかし，高齢者の心身の状況等の問題から相談窓口や情報源まで到達できない場合や，情報を得ても理解できない場合があり，相談・情報提供の在り方を見直す必要があります。

### 〔今後の方向性〕

多様化・複雑化する高齢者からの相談に適切に対応できるよう相談窓口には様々な情報を取り揃えるとともに，高齢者が困ったときに，どこに相談すればよいか周知を徹底します。また，情報が得にくい環境にあると思われる方へのアプローチを充実させます。

【日常生活圏域における地域ケア関係機関の連携】





## 〔施策・事業〕

### 410 福祉事務所における相談機能の充実

多様化・複雑化する高齢者保健福祉に関する相談に対して迅速かつ的確に対応できるよう相談機能を充実します。

### 411 地域包括支援センターにおける相談機能の強化〔新規〕

高齢者の身近な地域に設置する地域包括支援センターで、社会福祉士等の専門職員が各種相談を幅広く受けるとともに、必要な社会支援サービスや制度が活用できるよう相談機能を強化します。

### 412 民生委員・児童委員、老人福祉員による相談活動の推進

民生委員・児童委員や老人福祉員の相談・援助活動を更に推進するため、高齢者を取り巻く情勢に合った研修や情報提供を行います。また、地域包括支援センターと連携し、ひとり暮らし高齢者や外出機会の少ない高齢者など地域で情報が得にくいと思われる方への訪問活動等を通じて情報提供を行います。

### 413 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施〔新規〕

言葉や文化等の問題で、情報が得にくかったり、必要な保健福祉サービスが利用できない高齢又は障害のある外国籍市民を対象に情報提供や利用支援等の活動を行う団体に対して助成します。

なお、年金受給権のない高齢外国籍市民を対象に、本市独自の制度として実施している高齢外国籍市民福祉給付金支給事業については、国が制度化を図るまでの過渡的な施策として継続するとともに、国に対しては無年金者の救済を制度的に解決できるよう引き続き要望します。

### 414 様々な広報媒体を活用した情報提供

高齢者保健福祉サービスの内容や利用方法等を高齢者にわかりやすく説明することに心がけ、ガイドブックやリーフレットの作成・配布、市民しんぶんやホームページの活用など、様々な広報媒体を活用した情報提供に取り組みます。

また、長寿すこやかセンターで、高齢者、介護者や家族、関係機関及び団体など、高齢者問題に関わる幅広い市民に対して、保健福祉をはじめとした高齢者全般にわたる各種の情報を総合的に提供します。

## 4 地域住民による自主的な活動の推進

### 〔現況と課題〕

社会福祉協議会の活動やNPO法人・ボランティア団体等による自主的な活動が広がり、介護サービス事業者等との連携も進んでいます。このような地域住民による活動は福祉のまちづくりを進めるうえで非常に重要であり、更に推進していく必要があります。

### 〔今後の方向性〕

地域ケア体制において重要な役割を果たしている地域住民を主体とした取組やグループ活動等が地域の中に広がっていくよう、その環境づくりに努めます。

### 〔施策・事業〕

#### 415 「京（みやこ）・地域福祉推進プラン」の推進

自助・共助・公助の考え方に基づく新しい福祉社会の構築を目指して、その理念や住民・公共的団体・行政の行動の指針、具体的な重点項目等を定めた「京（みやこ）・地域福祉推進プラン」を推進します。

#### 416 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援

地域福祉活動で重要な役割を担っている社会福祉協議会が市域、区域、学区域で重層的な展開を図れるよう支援します。

#### 417 ボランティア活動や市民福祉活動等の推進

ボランティア活動や市民活動を支援するため、福祉ボランティアセンター及び市民活動総合センターで、その活動に関する情報提供や個人・グループの情報交換の支援等を行います。

また、福祉ボランティアセンターでは、行政区域における福祉ボランティア活動の拠点である区ボランティアセンターの円滑な運営を支援します。

#### 418 京都市保健協議会との連携による地域保健活動への支援

市民の健康の保持・増進及び生活環境の向上を目的として、地域保健活動の中で重要な役割を果たしている京都市保健協議会が地域で展開する自主的な保健衛生活動全般を支援します。

#### **4 1 9** コミュニティビジネスへの支援

高齢者に対する介護サービスや家事支援等を行うコミュニティビジネスの開始，発展も想定した起業家支援セミナーを開催するなど，創業等への支援を行います。

## **5** ひとり暮らし高齢者等への支援

### **〔現況と課題〕**

近年，ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が急速に増加しています。元気なときには近隣の住民や友人等との交流があっても，転倒や病気をきっかけとして外出の機会も減り，急に社会から孤立してしまうことがあります。

### **〔今後の方向性〕**

安否確認や緊急時の支援体制の整備など，日常生活で不安を抱えているひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が地域で安心して生活できるよう支援します。

### **〔施策・事業〕**

#### **4 2 0** 見守り・支援が必要なひとり暮らし高齢者等の把握・援助

地域包括支援センター，福祉事務所，民生委員・児童委員，老人福祉員等の連携の下，見守りや支援が必要な高齢者を把握し，援助活動を行います。

#### **4 2 1** 在宅福祉サービスの充実による生活支援

心身の状況に応じて，介護サービスの提供をはじめ，緊急通報システムの設置，配食サービスや入浴サービスの提供，日常生活用具の給付等を行い，在宅生活を支援します。

#### **4 2 2** 老人福祉員活動の充実

ひとり暮らし高齢者等の安否確認や話し相手等を行う老人福祉員の活動について，更に活動を充実させるため研修の実施や地域包括支援センターとの連携を図ります。



## 【重点課題5】介護保険事業の適正かつ円滑な運営

### 取組方針

介護保険事業を適正かつ円滑に運営していくため、関係団体等との連携の下、ケアマネジメントや介護サービスの質の向上に取り組むとともに、保険給付の適正化を図ります。

### 【施策の体系】

施策・事業数 16(うち、新規3)

#### 1 介護サービスの質的向上

##### 【介護・看護技術の向上】

501 介護サービス従事者に対する各種研修の実施

##### 【利用者や家族への支援】

502 ガイドブック等の作成，配布等

503 苦情・相談への的確な対応

504 介護相談員の派遣

#### 2 介護保険給付の適正化

##### 【事業者への指導】

505 地域密着型サービス事業者に対する事業者指定，指導監督の実施〔新規〕

506 介護予防支援事業者に対する事業者指定，指導監督の実施〔新規〕

507 介護サービス等事業者に対する調査，指導の強化〔新規〕

##### 【市民の信頼の確保】

508 適正な認定調査の実施

509 適正な要介護（要支援）認定の実施

510 ケアマネジャーへの支援

511 介護サービス等事業者及び関係機関との連携

512 介護保険給付費明細通知の送付

513 介護サービス等事業者による介護報酬の不正受給に対する厳正な対応

( 続き )

**【介護保険財政の安定的運営】**

5 1 4 介護保険の仕組みに係る市民の理解

5 1 5 保険料の確実な徴収

5 1 6 低所得者に対する支援

## 1 介護サービスの質的向上

### (1) 介護・看護技術の向上

#### 〔現況と課題〕

長寿すこやかセンター及び洛西ふれあいの里保養研修センターにおいて、介護・看護技術に係る各種研修事業を実施しています。今後、地域密着型サービスや新予防給付等の新たなサービス体系に対応できるよう、研修内容を充実する必要があります。

#### 〔今後の方向性〕

国においては、ケアマネジャー及び介護職員の専門性の確立やキャリアアップに係る研修体系の在り方について検討が行われています。

本市においては、国の動向を踏まえ、引き続き、介護従事者のスキルアップを図るとともに、研修内容についても充実します。

#### 〔施策・事業〕

##### **501 介護サービス従事者に対する各種研修の実施**

長寿すこやかセンター及び洛西ふれあいの里保養研修センターにおいて、介護サービスに携わる職員に対する次の各種研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

認知症高齢者を介護する職員等への知識・技術向上のための研修

介護指導者のスキルアップのための研修

ホームヘルパー養成研修事業1級課程の実施

研修に関する相談の実施

高齢者の介護に関する調査・研修

介護職員等のメンタルサポート

介護関係図書の貸出

### (2) 利用者や家族への支援

#### 〔現況と課題〕

介護保険制度に係る市民周知や、苦情・相談に対する各福祉事務所での対応、事業者への指導・助言を行っています。

介護相談員の派遣については、人員を増員するとともに、対象事業所を介護保険

施設のほか認知症高齢者グループホームにも拡大するなど、充実に努めています。  
今後、これらの取組について、さらに発展させていく必要があります。

## 〔今後の方向性〕

国においては、すべての介護サービス事業者に対し、介護サービス事業所情報の公表が義務付けられました。また、京都府において、従来からモデル事業として取り組んできた介護サービス事業所に対する第三者評価については、府市協調により「京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」を設立し、平成17年度から本格実施しています。

本市では、これまでから、利用者が自分に合った介護サービスや介護サービス事業所を選択できるよう、介護保険事業者に係るガイドブック等を作成し、情報提供に努めてきましたが、平成18年度から都道府県が公表する介護サービス事業者の情報についても、併せて積極的な情報提供を行います。

また、介護保険制度改正の内容や新たなサービス体系についても、市民周知を図ります。

## 〔施策・事業〕

### 502 ガイドブック等の作成、配布等

本市では、介護サービスの利用方法や利用時の留意点等を紹介したガイドブック、介護サービス事業所の所在地や連絡先を記載した介護保険事業所情報（エリアマップ）等を作成しており、毎年度、最新の情報に基づき更新を行い、利用者や家族の利便を図ります。

また、介護保険制度改正の内容や地域密着型サービス、新予防給付等の新たなサービスについても、リーフレットの作成等により、利用者や市民への周知を図ります。

### 503 苦情・相談への的確な対応

利用者や家族からの苦情・相談については、福祉事務所での対応のほか、介護サービス事業者や京都府国民健康保険団体連合会等とも連携して対応するとともに、必要に応じ、介護サービス事業者等への指導・助言を行います。

### 504 介護相談員の派遣

介護相談員を介護保険施設や介護サービス事業所に派遣することにより、利用者や家族が事業者に対し思いを伝え、ニーズの実現を図れるよう支援します。

また、地域密着型サービス事業所等、派遣する事業所の種類についても拡充を図ります。



## 2 介護保険給付の適正化

### (1) 事業者への指導

#### 〔現況と課題〕

介護サービス等事業者は、常に、適正・良質なサービス提供に努めることが求められており、本市では、研修や説明会等の開催により、介護サービス等事業者に対し、適正な事業運営について啓発を行っています。また、利用者からの苦情等に対して迅速に調査等を実施し、不適正な事業運営を行っている疑いのある介護サービス等事業者に対しては、京都府とも連携し、迅速に対応しています。

新たに創設された地域密着型サービス及び介護予防支援については、指定及び指導監督権限が市町村に付与されたことから、今後、本市として適切な事業者指定及び指導監督を行っていく必要があります。

#### 〔今後の方向性〕

市民の方に対し良質な介護サービスの提供が行えるよう、的確な事業者指定及び指導監督を実施します。

#### 〔施策・事業〕

##### **505 地域密着型サービス事業者に対する事業者指定、指導監督の実施〔新規〕**

地域密着型サービス運営委員会での協議を踏まえ、サービスの質の確保及び地域との連携に留意し、慎重な審査に基づく的確な事業者指定及び指導監督を行います。

##### **506 介護予防支援事業者に対する事業者指定、指導監督の実施〔新規〕**

地域包括支援センターは、介護予防支援事業者の指定を受けて、新予防給付のケアマネジメントを実施します。このため、地域包括支援センター運営協議会での協議を踏まえ、公正中立な運営について確認を行うとともに、適正な新予防給付ケアマネジメントの実施について指導監督及び助言を行います。

##### **507 介護サービス等事業者に対する調査、指導の強化〔新規〕**

都道府県が指定する介護サービス等事業者について、事業所への立入権限をはじめ、市町村の調査、指導監督権限が強化されたことから、本市では権限を適切に行使し、事業者指導の強化を図ることにより、保険給付の適正化を推進します。

## (2) 市民の信頼の確保

### 〔現況と課題〕

本市では、これまでから、介護保険事業の適正な運営に努めてきましたが、このような取組にもかかわらず、介護サービス等事業者による介護報酬の不正請求事例が発生するなどの問題が生じており、今後、更にきめ細やかな対策を行っていく必要があります。

### 〔今後の方向性〕

これまで実施してきた保険給付の適正化に係る施策・事業について、更に市民の信頼が得られるよう、内容について見直しを行い、改善及び取組の強化を図ります。

### 〔施策・事業〕

#### 508 適正な認定調査の実施

制度改正により、認定調査の適正化の一環として、新規申請に係る調査については、市町村実施を原則とするとともに、委託する場合の要件の見直しが行われたところです。本市では、公正中立な調査が確保される委託先の選定及び本市職員による調査の実施により、適正な認定調査の確保に努めます。

#### 509 適正な要介護（要支援）認定の実施

介護認定審査会委員に対する研修の実施や合議体長による協議の場の設定により、要介護（要支援）認定の公正性・公平性の確保を図るとともに、正確かつ迅速な要介護（要支援）認定の実施に努めます。

#### 510 ケアマネジャーへの支援

介護保険制度の要として活動しているケアマネジャーが業務を的確に行えるよう、京都府介護支援専門員協議会とも連携を図りながら、活動を支援します。

#### 511 介護サービス等事業者及び関係機関との連携

介護サービス等事業者連絡会における情報交換や事例検討等を通じ、介護サービス等事業者が有機的に連携できるよう支援します。

また、地域密着型サービスについては、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等、地域の関係機関との連携の強化を図ります。

### **5 1 2 介護保険給付費明細通知の送付**

本市では、利用者への情報提供の観点から、サービスの利用状況をお知らせする介護保険給付費明細通知を定期的を送付していますが、利用者に介護保険制度の理解を深めていただくとともに、不正・不当な介護報酬の請求を防止するため、サービスの利用回数や介護サービス費等、通知の内容がよりわかりやすくなるよう、工夫・改善を図ります。

### **5 1 3 介護サービス等事業者による介護報酬の不正受給に対する厳正な対応**

介護サービスの提供及び介護報酬の請求に当たって、介護サービス等事業者による不適正な行為が行われないよう、事業者指導・啓発を強化するとともに、介護報酬の不正受給が判明した場合は、返還請求等について厳正に対処します。

## **(3) 介護保険財政の安定的運営**

### **〔現況と課題〕**

本市では第1期（平成12～14年度）及び第2期（平成15～17年度）事業運営期間とともに、計画で見込んだサービス量よりもサービス利用実績が上回ったため、京都府介護保険財政安定化基金等から保険料の不足分を借り入れています。

市民に対し、介護保険の仕組みや介護予防の取組による保険事業の安定的運営等についての周知を図ることにより、保険料納付の理解が得られるよう努めるとともに、保険給付の適正化等の取組を推進していく必要があります。

### **〔今後の方向性〕**

きめ細かな説明や啓発により、市民の介護保険制度に対する理解が深まるよう努めます。また、サービス利用の際に給付制限を受けることがないよう丁寧な納付指導を行うとともに、公平性の確保という観点から保険料滞納対策の推進に努め、介護保険制度の安定的な運営を図ります。

### **〔施策・事業〕**

### **5 1 4 介護保険の仕組みに係る市民の理解**

市政出前トーク等を通じ、市民に対し、保険料と介護サービス利用量の関係等、

介護保険の仕組みを説明し、理解が得られるよう努めるとともに、適正な介護サービス等の利用について市民啓発を行います。

#### **5 1 5 保険料の確実な徴収**

保険料収入の確保は、安定した介護保険事業の運営にとって必要不可欠であることから、保険料収納率向上の取組を強化します。

保険料未納者に対しては、丁寧な納付指導を行うとともに、負担能力を有していると認められるにもかかわらず、保険料の滞納を継続する方に対しては、公平性の観点から厳正な対応を行います。

#### **5 1 6 低所得者に対する支援**

保険料の納付が困難な方に対しては、個別事情に応じ、納付相談を行うとともに、経常的な低所得の状態にある方を対象とした本市独自の保険料減額制度については継続して実施します。

## 【重点課題6】誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

### 取組方針

すべての世代が理解し合い、助け合える世代間の連帯と活力に満ちた共生社会を形成していくため、様々な機会を活用して、高齢世代と若年世代とが交流し、世代間相互の理解を深められるよう取り組んでいきます。

また、高齢者が住み慣れた地域で、安心して安全な生活を自立して送ることができるよう、市民の誰もが安心できる安全なまちの実現をめざして策定した「京(みやこ)の安心安全ネット総合プラン」等に基づき、福祉施策と、住宅政策、まちづくり政策、防犯・防災対策等との連携を更に深め、ハード・ソフトの両面から高齢者が安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

### 【施策の体系】

施策・事業数 39(うち、新規2)

#### 1 世代間の交流と理解の促進

##### 【様々な機会を通じた市民への啓発や交流の場の提供】

- 601 イベント等での市民への啓発
- 602 高齢者福祉施設と学校・児童福祉施設の交流
- 603 複合的福祉施設「北山ふれあいセンター」の整備
- 604 学校ふれあいサロン事業や学校コミュニティプラザ事業の利用促進
- 605 市営住宅団地におけるオープンスペース等の交流空間の整備
- 606 敬老記念品贈呈事業の実施

##### 【福祉教育の推進】

- 607 学校教育での推進
- 608 福祉教育シンポジウムの開催
- 609 学校におけるボランティア体験活動の推進
- 610 中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の充実

##### 【人権意識の高揚】

- 611 人権文化の構築
- 612 新しい高齢者像の啓発
- 613 長寿社会対策に係る課題等の発信・提言

## 2 高齢者が安心できる生活環境づくり

### 【すまいづくり】

- 6 1 4 すまいに関する情報提供・相談体制の充実
- 6 1 5 高齢者向けのすまいの供給
- 6 1 6 住宅リフォームへの支援
- 6 1 7 住み替えの支援
- 6 1 8 高齢者の居住福祉に関する調査・研究〔新規〕

### 【まちづくり】

- 6 1 9 ユニバーサルデザインに基づく社会環境づくり
- 6 2 0 公共建築物のバリアフリー化や駅等の交通バリアフリー化の推進
- 6 2 1 市バスにおけるノンステップバスの増台
- 6 2 2 高齢者が歩きやすいまちづくりの推進
- 6 2 3 「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進事業の実施

### 【防犯・防災対策】

- 6 2 4 地域の安心安全ネットワーク形成事業の推進
- 6 2 5 防火・防災の意識・知識の啓発と情報提供
- 6 2 6 自主防災活動の推進による地域の協力体制の構築
- 6 2 7 防火アドバイザーの養成
- 6 2 8 応急手当の普及啓発
- 6 2 9 災害ボランティアセンターの設置〔新規〕
- 6 3 0 家具転倒防止器具の設置促進
- 6 3 1 防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及啓発
- 6 3 2 住宅用火災警報器の設置促進

### 【交通安全対策】

- 6 3 3 交通安全普及啓発事業の推進
- 6 3 4 高齢者の参加，体験，実践型の交通安全教育活動の推進
- 6 3 5 家庭訪問による交通安全指導の推進
- 6 3 6 あんしん歩行エリア対策事業の推進

### 【消費者施策】

- 6 3 7 消費者問題に関する啓発・教育
- 6 3 8 消費者被害救済のための相談事業の実施
- 6 3 9 消費者被害等の迅速な情報提供

## 1 世代間の交流と理解の促進

### (1) 様々な機会を通じた市民への啓発や交流の場の提供

#### 〔現況と課題〕

世代間の意識の格差が指摘されていますが、その意識の違いを認めたくえて、相互の理解と連帯を促進していく必要があります。

#### 〔今後の方向性〕

様々な機会を通じて市民への啓発を行うとともに、本市や民間団体等が開催するイベント等で多世代が参加し、交流が図れるよう取り組みます。

#### 〔施策・事業〕

##### 601 イベント等での市民への啓発

本市が主催するイベントの開催時等で世代間交流の重要性について啓発します。

また、民間団体等が主催するイベント等でも世代間交流の場づくりや啓発について要請するとともに、企画への参画や後援等に積極的に協力します。

##### 602 高齢者福祉施設と学校・児童福祉施設の交流

高齢者福祉施設で開催される催しに付近の児童福祉施設や学校の児童・生徒も参加できるよう働きかけるなど、高齢者と子どもの交流を図ります。

##### 603 複合的福祉施設「北山ふれあいセンター」の整備

子どもや高齢者のための地域に根ざした施設に加え、ひとり親家庭や障害のある方も含めたあらゆる市民が利用でき、かつ、施設・利用者間相互の交流を図る総合的複合施設「北山ふれあいセンター」を整備します。

##### 604 学校ふれあいサロン事業や学校コミュニティプラザ事業の利用促進

学校の余裕教室等を改修・整備し、地域住民が集い学び合える学校ふれあいサロンや学校コミュニティプラザで、世代間交流の促進を図ります。

また、生涯学習コーディネーターを養成し、地域における生涯学習活動を通じた世代間交流を図ります。

### **605 市営住宅団地におけるオープンスペース等の交流空間の整備**

市営住宅の建替え時においては、オープンスペースの確保や、周辺地域の市民の利用も考慮した集会所の設置を検討します。

### **606 敬老記念品贈呈事業の実施**

多年にわたって社会に貢献された100歳を迎える高齢者の長寿を祝い、記念品を贈呈する敬老記念品贈呈事業を実施します。

## **(2) 福祉教育の推進**

### **〔現況と課題〕**

核家族化の進行に伴い、身近に高齢者と接する機会が少ない子どもが増加しています。子どもが高齢者と接することは人格の形成や智恵・知識の継承のうえでも重要です。

### **〔今後の方向性〕**

各世代が共に支え合える長寿社会づくりを進めていくために、学校教育をはじめ世代を超えた福祉教育を推進します。

### **〔施策・事業〕**

#### **607 学校教育での推進**

児童・生徒が自分だけの幸せを求めるのではなく、他人の立場や気持ちを考え、思いやる心を根本として、助け合い、共に伸びていくような活動を全学校教育の中で推進します。

#### **608 福祉教育シンポジウムの開催**

児童・生徒が高齢者をはじめとする社会福祉に関心を持つよう、福祉教育シンポジウムを開催します。

#### **609 学校におけるボランティア体験活動の推進**

地域との連携を基に、子どもたちが豊かなボランティア体験活動にふれる機会を創設し、ボランティア活動への主体的な参加意識を促すための取組を推進します。



## **610 中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の充実**

中学校が授業の一環として、5日間の福祉ボランティア体験等に取り組む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を実施し、福祉に対する理解、他人への思いやりの心や主体性を育成します。

### **(3) 人権意識の高揚**

#### **〔現況と課題〕**

長寿社会の進展に伴い、高齢者が自立し、生きがいのある健やかな暮らしを妨げられたり、介護者等による虐待などの人権上の問題が生じています。また、高齢者は弱者であるといった画一的なイメージを抱きがちです。市民自らが高齢者問題について考え、理解と関心を深める取組が必要です。

#### **〔今後の方向性〕**

高齢者がどのような心身の状態であっても尊厳を保ち、尊重されるだけでなく、自己実現できる社会の実現のため、長寿社会の諸問題について市民一人ひとりが自ら考える機会を提供するなど、啓発を中心とした施策の推進に努めます。

#### **〔施策・事業〕**

### **611 人権文化の構築**

本市の人権施策の基本方針を示した「京都市人権文化推進計画」(平成17年3月策定)に基づき、すべての市民が高齢者問題を自分のものとして捉え、その理解と関心を深める機会を提供するなど、啓発事業の充実を図ります。

### **612 新しい高齢者像の啓発**

高齢者に豊かな地域社会づくりの担い手としての役割が期待されることから、市民すこやかフェアをはじめとするイベント開催時等に、高齢者の活動を紹介し、従来の画一的なイメージを払拭するなど、新しい高齢者像の啓発に努めます。

### **613 長寿社会対策に係る課題等の発信・提言**

長寿すこやかセンターで、長寿社会対策に係る各種の情報を収集し、諸問題の把握や研究に努め、長寿社会の抱える課題等を広く市民に発信・提言し、すべての市民が高齢者問題について考えるきっかけづくりを進めます。

## 2 高齢者が安心できる生活環境づくり

### (1) すまいづくり

#### 〔現況と課題〕

高齢者の居住環境が重要であることから、住宅分野と福祉分野が連携を強め、様々な取組を進めています。

また、高齢化した居住者のニーズに対応するため、バリアフリー化などのハード面の整備、介護サービスや生活支援サービスの利用促進のほか、高齢期における多様なすまいの在り方について活発に議論されています。

〔高齢者向け住宅及び入居施設の供給，設置状況（平成17年度末）〕

	施設数	戸数又は定員
シルバーハウジング	1箇所	30戸
シニア住宅	1箇所	72戸
高齢者向け優良賃貸住宅	8箇所	190戸
軽費老人ホーム（A型）	1箇所	50人
軽費老人ホーム（ケアハウス）	11箇所	577人
養護老人ホーム	8箇所	565人
有料老人ホーム	6箇所	622人

#### 〔今後の方向性〕

住宅施策と福祉施策が密接な連携を持ち、居住福祉の向上という観点からハード、ソフトの両面からの取組を進めていく必要があります。

#### 〔施策・事業〕

##### 614 すまいに関する情報提供・相談体制の充実

高齢者のすまいに関する様々な情報を、福祉事務所や地域包括支援センターに取り揃え、各種制度の紹介、情報提供を図ります。

また、京都市すまい体験館が行っているすまいよろず相談では、住宅に関する様々な相談を受けます。特に、高齢者や身体に障害のある方が、自宅での生活をより安全で快適に送るためのリフォームやすまい方のアドバイスを行うとともに、必要に応じて、建築、保健、福祉等の専門家が自宅を訪問し、具体的なアドバイスを行います。

### **6 1 5 高齢者向けのすまいの供給**

バリアフリー構造、緊急通報装置等を備えるなどの施設基準を満たした賃貸住宅である高齢者向け優良賃貸住宅やケアハウス等の高齢者向けのすまいを整備するとともに、そこで必要な介護サービスや生活支援サービスが利用できるよう取組を進めます。

市営住宅については、計画的な建て替え、全面的改善（トータルリモデル）等による高齢者対応の推進をはじめとする居住性の向上を図ります。また、福祉施設の併設や合築を推進するとともに、高齢者等の単身者向け住宅の提供を図ります。

### **6 1 6 住宅リフォームへの支援**

住宅の増改築・リフォームを行う際、低利の融資をあっせんしていますが、バリアフリーリフォームに対しては、利率を更に低くし、その推進を図るとともに、高齢者住宅財団の行う一括償還型バリアフリー融資制度等、京都市融資以外の制度の紹介を適宜行います。

高齢者が住宅をリフォームする際に、その身体状況に応じた適切なリフォームができるよう、関係事業者の連携を促進するとともに、情報提供、福祉関係者等への研修等による知識の向上を図ります。

### **6 1 7 住み替えの支援**

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅である「高齢者円滑入居賃貸住宅」、「高齢者専用賃貸住宅」の登録・あっせん制度の利用促進を図ります。

また、市営住宅においても、身体状況に応じた住み替え制度を充実します。

### **6 1 8 高齢者の居住福祉に関する調査・研究〔新規〕**

高齢者の居住をめぐる問題は、住宅というハードだけで解決する問題ではなく、ソフトとしての福祉サービスの連携が必要であり、公共賃貸住宅の活用など既存施策の展開と併せ、高齢者の居住の安定確保のため、高齢者の見守りや相談、バリアフリー化の推進、高齢者入所施設と住宅の中間的な生活施設の整備等について調査・研究を実施します。

## (2) まちづくり

### 〔現況と課題〕

わが国において、ユニバーサルデザインの理念の理解・普及はまだ始まったばかりです。今後、高齢者が住み慣れた地域で、安心して快適な生活ができるよう、バリアフリー化の推進とともに、ユニバーサルデザインの普及を図っていく必要があります。

### 〔今後の方向性〕

行政、市民、企業が一体となってユニバーサルデザインの理念に基づいた取組が進むよう普及・啓発を推進するとともに、公共建築物、交通機関、歩行環境等のバリアフリー化を図り、高齢者にやさしいまちづくりを総合的に推進します。

### 〔施策・事業〕

#### 619 ユニバーサルデザインに基づく社会環境づくり

あらゆるものをすべてのひとができる限り利用しやすいことを目指すユニバーサルデザインの考え方を取り入れた社会環境づくりを進めるため、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」及び「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づく取組を推進します。

#### 620 公共建築物のバリアフリー化や駅等の交通バリアフリー化の推進

すべてのひとが安全かつ安心して施設を利用できるように、継続して既存施設の現況調査や、施設ごとの整備計画を策定し、バリアフリー化改修を推進します。

また、交通バリアフリー法に基づき、旅客施設及び周辺道路等の交通バリアフリー化を推進します。

#### 621 市バスにおけるノンステップバスの増台

高齢者をはじめ誰もが安心して市バスを利用できるよう、ノンステップバスを増台します。

#### 622 高齢者が歩きやすいまちづくりの推進

高齢期の積極的な活動を促進するため、「京都市都市計画マスタープラン」に基づき、道路や公園等のバリアフリー化、路上放置自転車の撤去、看板等路上物件適正化事業、コミュニティ道路の整備促進など、高齢者の安全な外出環境を整備します。

### **6 2 3 「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進事業の実施**

「京都市緑の基本計画」に基づき，高齢者の健康づくり，レクリエーション，憩いの場の確保，防災拠点の確保の観点から，都市公園の整備，公共公益施設や民有地の緑化など，緑のまちづくりを進めます。

## **(3) 防犯・防災対策**

### **〔現況と課題〕**

高齢者は身体機能や判断能力の低下に伴い，災害や犯罪の犠牲になりやすい状況に置かれています。危険から身を守るため，高齢者本人の意識と知識の向上を図るとともに，地域住民による自主的な活動を支援していく必要があります。

### **〔今後の方向性〕**

自ら危険を回避できるよう意識と知識の高揚を図る啓発を強化するとともに，保健・福祉関係者に対しても研修等により知識の普及を図ります。また，災害等に備え，地域住民による自主的な活動を積極的に支援します。

### **〔施策・事業〕**

#### **6 2 4 地域の安心安全ネットワーク形成事業の推進**

地域住民（各種団体）と区役所・支所，学校，警察署，消防署などの関係機関が連携し，防犯，防災，子どもの安全，地域福祉など幅広い分野で地域の安心・安全の確保に取り組み，地域の総合的な安心安全ネットを構築します。

#### **6 2 5 防火・防災の意識・知識の啓発と情報提供**

市内各所において，あらゆる機会を通じ，消火器の取扱訓練や防火・防災講習，起震車による地震の体験会等を実施し，火災予防対策や災害発生時の初動活動等の防火，防災指導を行います。

また，地震や洪水等の災害の危険性に関する情報及び日ごろからの備えや避難に関する情報等の防災情報を提供します。

#### **6 2 6 自主防災活動の推進による地域の協力体制の構築**

自主防災組織，事業所，消防団，その他の地域団体が平常時から防災に関するネットワークを構築し，定期的に訓練，交流会等を実施することにより，相互の協力関係

の強化に努めます。

また、災害時の自主防災活動の中心的存在となる自主防災リーダーを育成するため、必要な技術や知識を習得する研修を実施します。

### **6 2 7 防火アドバイザーの養成**

火災等の災害から高齢者や障害のある方を守るため、日ごろからこれらの方と接する機会の多い、ホームヘルパーやケアマネジャー等を対象に、防火・防災に関する知識や指導技術を習得する研修を実施します。

### **6 2 8 応急手当の普及啓発**

介護サービスの提供中等に高齢者に適切な応急手当が必要となった場合、ホームヘルパー等の職員が救急隊の到着するまでの間、手当ができるよう自動体外式除細動器（AED）の使用方法も含めた応急手当の普及啓発を推進します。

### **6 2 9 災害ボランティアセンターの設置〔新規〕**

災害時において高齢者をはじめとする幅広い被災者のニーズに応えるため、関係団体とのパートナーシップの下、被災者支援や被災地の復旧・復興に大きな力となるボランティア活動の調整を行う京都市災害ボランティアセンターを常設し、平常時からボランティアの受入れ環境を整備します。

### **6 3 0 家具転倒防止器具の設置促進**

大地震によるけがの原因は、家具類の転倒や落下物によるものが多いことから、家具類の転倒防止対策は重要です。特に、災害時に自ら避難することが困難な高齢者世帯等での対策が急がれることから、公的支援を含めた設置普及事業を実施します。

### **6 3 1 防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及啓発**

消防職員が、災害時に自ら避難することが困難な高齢者宅を訪問し、防火防災に関する安全指導を行うとともに、住宅用防災機器等の普及を図ります。

### **6 3 2 住宅用火災警報器の設置促進**

住宅火災から命を守るため、すべての住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器の必要性について啓発し、設置の促進を図ります。

## (4) 交通安全対策

### 〔現況と課題〕

高齢化の進行に伴い、高齢者の交通事故が増加傾向にあります。事故防止のための啓発と身近な場所での交通安全教育を充実していく必要があります。

### 〔今後の方向性〕

本市と警察等関係機関，事業者，市民等で構成される各区交通対策協議会の活動を中心に効果的な交通安全対策を推進します。

### 〔施策・事業〕

#### 633 交通安全普及啓発事業の推進

各区交通対策協議会の活動を中心に、ポスター、パンフレット等を活用した広報啓発や街頭啓発等の事業を推進します。また、高齢者向けのイベント等での啓発活動を推進します。

#### 634 高齢者の参加、体験、実践型の交通安全教育活動の推進

京都府警察の協力の下、高齢者の参加、体験、実践型の交通安全教室や研修会を開催します。

#### 635 家庭訪問による交通安全指導の推進

交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、京都府警察と連携し、老人クラブ会員、民生委員・児童委員、老人福祉員等の協力を得ながら、高齢者と日常的に接する機会を利用した交通安全指導を積極的に推進します。

#### 636 あんしん歩行エリア対策事業の推進

歩行者の安全を確保するため、あんしん歩行エリア対策事業を推進し、市街地で事故の発生割合が高い地区等の歩道の設置や交差点の改良等の整備に取り組みます。

## (5) 消費者施策

### 〔現況と課題〕

不必要なリフォーム工事を勧めたり、高額な商品を売りつけるなど高齢者を狙っ

た悪質商法の被害が増加しています。判断能力が低下している高齢者につけ込む極めて悪質な例も見られます。本市では、これまでから市民しんぶんやホームページでの掲載や関係者への研修を実施してきましたが、今後も関係機関に対して周知を徹底し、連携を強化していく必要があります。

### 〔今後の方向性〕

消費者被害の未然防止・拡大防止や救済のため、関係機関との連携を更に強め、高齢者をはじめ、高齢者福祉関係者への啓発、相談、情報提供といった施策を推進します。

### 〔施策・事業〕

#### 637 消費者問題に関する啓発・教育

悪質商法からの被害を未然に防ぐため、平素から対策が講じられるよう、高齢者向けのわかりやすいパンフレットや、高齢者福祉関係者等を対象にした高齢者の消費者被害防止のための手引きを配布します。また、ニーズに応じ、地域での研修会等で悪質商法に関する出前講座を実施します。

#### 638 消費者被害救済のための相談事業の実施

悪質商法の被害に遭ったときに、その対応策を相談できるよう、市民生活センターでの消費生活相談、法律相談事業等を実施します。

#### 639 消費者被害等の迅速な情報提供

悪質商法等による消費者被害の実例や最近の被害状況等を迅速に情報提供します。



